ひとり親家庭等を支援する2つの制度をご紹介します

お問い合わせ 市役所社会福祉課 子育て支援室 子育て支援係 ☎63-5113

児童扶養手当

離婚・死亡などの理由により、父子家庭や母子家庭の児童について手当を支給する制度です。その目的はひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進することにあります。

◆どのような方が手当を受けられるのですか?

次のいずれかに該当する児童を養育する父、母 または養育者で、所得制限などの一定の条件を満 たしている方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がい者である児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が未婚で出生した児童
- ・父または母が裁判所からの D V 保護命令を 受けた児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父・母ともに不明である児童(孤児など)

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の 一部を助成する制度です。

◆どのような方が助成されるのですか?

- ・母子家庭の母または父子家庭の父と児童
- ・父母のいない児童を養育している方と児童 など

ただし、このような児童を養育していても、所得制限などの一定の条件が満たされていなければ、助成要件には該当しません。

※児童とは…18歳になった、最初の3月31日までの児童が対象となります。(一定の障がいの状態にある児童の場合は20歳の誕生日の前日まで)

◆制度を受ける為にはどうしたらいいのですか?

どちらの制度もご本人からの申請が必要となりますので、詳しくは市役所社会福祉課子育て支援室子育て支援係、または、各支所市民課・行政サービスセンターへお問い合わせください。

「ものわすれあんしん相談」と「ほのぼのカフェ」のお知らせ ~来てあんしん、聞いてあんしん、話してあんしん~

お問い合わせ 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790

ものわすれあんしん相談

「ものわすれのことってどこへ聞いたらいいんだろう?」等と感じた事はありませんか?

地域包括支援センター職員、看護師、認知症地 域支援推進員が個別にお話を伺いますので、気軽 にご相談ください。

日程と会場

2月13日休	両津しゃくなげ	
2月14日金	ワイドブルーあいかわ	
2月 18 日火	小木福祉保健センターつくし	

時 間 午後 1 時 30 分~ 4 時 ※ご本人だけでなく、ご家族からの相談も可能です。

ほのぼのカフェ

お互いに情報交換しながら、悩みの解決や交流 等に繋げられる場です。コーヒー等を飲みながら、 どなたでも気軽に立ち寄れる場です。

一度足を運んでみませんか!

日時と会場

2月14日金	午後1時30分 ~4時	ワイドブルー あいかわ
2月 18 日火	午後1時30分 ~4時	小木福祉保健 センターつくし
2月19日(水)	午前10時 ~正午	両津 地域の茶の間 ひまわり